

「岡山大学特殊廃水処理施設」発足の頃

学生部長 工学部教授 高橋 克明

岡山大学環境管理センターの前々身ともいべき岡山大学特殊廃水処理施設が、昭和50年に創設されてから、今年が丁度10年目になる。私はたまたま当時工学部長をしていた関係上、僅かの期間ながら初代の施設長を務めた。そういうことで、現センター長の高橋照男教授から本号に創設当時のことなど何か書くようにとの依頼があった。一応お引き受けしたものの、何しろひと昔前のことで、記憶もおぼろげになって居るが、その糸を手繰りながら責めを果したい。

戦後の世相がそれなりに落ち着きを見せた昭和30年には、東京都に「煤煙防止条令」が制定されたが、さらに引き続き昭和35年頃までに、いわゆる「水俣病」、「四日市ぜん息」、「イタイイタイ病」などが大きな社会問題となり、その原因がつきつきと解明されて公害の問題の深刻さが広く社会に認識されるようになった。その他にも瀬戸内海における赤潮の発生や異臭魚の問題等が、相ついで組上にのぼり、昭和42年「公害対策基本法」、同43年「大気汚染防止法」、同45年「水質汚濁防止法」等の公害関連諸法が、相ついで整備されて来た。

このような社会情勢のなかにあって、岡山大学においても大学の社会的責任の立場から、昭和46年岡山大学公害防止対策委員会が設置され、学内の公害防止対策に取り組んで来られた。また中四国の国立大学間の連繋を深める目的で設置された、中四国地区国立大学共同利用施設等検討委員会の席上で、本学が提唱し、学長会議の賛同を得て、同地区国立大学共同の研究組織として「瀬戸内海環境改善に関する基礎的研究」を目的とする組織を結成し、当時の谷口澄夫学長がリーダーとなって広汎な研究が進められていた。

このような経緯を経て、学内でも実験排液の処理の必要性が痛感されていたが、昭和49年12月からは、大学、研究所も水質汚濁防止法の規制対象に組み入れられることになったのを契機として、昭和48年に無機系廃液処理のための施設を概算要求することが決まり、49年度の予算で、「岡山大学特殊廃水処理施設」の設置が認められた。この要求は社会的難勢もあって比較的順調に認められたようであるが、具体性を帯びるにつれて最も難行したのは施設設置の場所である。施設の必要性は各部局とも充分痛感しているものの、いざ具体的な設置場所となると、廃液処理というだけでそれぞれの管理区域内には設けたくないという意向が強く、当初の事務局の案も二転三転し、難渋をきわめた。結局当時の石塚龍之進事務局長と立石元治経理部長、橋本一施設部長が、昭和49年1月頃揃って工学部長室に私を訪ねて来られ、工学部の利用計画があることは承知しているが、北宿舎の西側に設置することを何とか諒承してくれないかとの懇望を受けた。私もこれに対し、工学部としても困る問題はあるが、全学的視点に立って協力するよう努力する旨答えた。その後学部教官会議で以上の事情を説明し、ようやく現在の位置に設置することについて諒承を得ることができた。こうして特殊廃水処理施設の誕生を見ることになったのである。機種については、当時実績の

多かった九大方式と呼ばれる三西開発株製の凝集沈澱方式が、公害防止対策委で採用され、昭和50年2月に建設着手、5月に竣工した。

設置場所を現位置に定めるに当って、本施設に場所を提供するということは諒承するが、運営上工学部に迷惑の及ばぬよう充分配慮されたい旨条件を付した。この点は、各種委員会でも評議会でも充分説明され諒承されたが、竣工前に運営方法等について論議が重ねられた結果、経費・人員・作業等の面で工学部に迷惑を掛けぬから、今後施設長は工学部長が当り、管理と事務は工学部で行ってほしいかとの話になった。結局これも学部として諒承することとなって、50年5月竣工と同時に私が施設長を併任した。

竣工後は施設に関する暫定措置要項、施設運営委員会要項等管理運営面の各種要項の原案の検討および各部局の廃水の分類保存、廃水履歴調査の内容とカード作成、廃水持込み要領および処理要項などの方法論の検討や各種の必要事項の検討、文書原案作成など多くの仕事が山積していた。何しろ初めてのことで難しい問題も多く、創設ということは大変だと痛感したことを憶えている。ただ基本的には廃液の排出者それぞれが、自らの手で処理をするという方針を堅持することとし、当分の間は三西開発株に業者依頼をすることとした。このようにして50年9月から51年1月までによりやく「岡山大学特殊廃水処理施設に関する暫定措置要項」、「岡山大学特殊廃水処理施設運営委員会要項」、「岡山大学特殊廃水処理要項」、「特殊廃水作業要領」等がつぎつぎと制定され整備されていった。

以上の態勢が整った時点で、昭和51年1月14日各部局の廃棄薬品の貯蔵量調査を行い、さらに1月23日付で、施設長名の「研究室等に於ける特殊廃水の取り扱いについて」という文書を全学的に配布した。その内容は大略つぎのようなものである。

1. 貯蔵中の廃棄薬品類の施設への搬入に関し、2月1日以降部局別に指定日時に行うこと。
2. 岡山大学特殊排水処理要項の制定通知とその配布について
3. 特殊廃水貯溜用指定容器（18ℓ入ポリ容器）および廃水履歴カードの配付について。

このようにして、昭和51年2月になって初めて施設に廃液が搬入され、業者の手によってではあるが、処理が行われたのである。

私は同年3月末の工学部長任期満了とともに施設長併任を終えて、4月からは藤田公明工学部長が施設長を併任された。私が関与したのは、このように特殊廃水処理施設が世に出る前と揺らん期の僅かの期間ではあったが、学内に前例のなかった、しかも全学の関わるシステムの創り上げることの難しさをつくづく感じたものである。心もとない足取りではあったが、何とか歩き始めることが出来たのは、施設に関係して下さった諸先生は勿論、当時工学部事務長であった岸本義久氏の熱意と御苦勞に負う所が大きいと感謝している。

その後有機廃液処理施設の併設を契機に、岡山大学環境管理施設として両施設が統合され、文字通り全学的機関として管理運営も工学部の手を離れることになった。やがて当初からの希望であった分析室も新設され、懸案であった津島地区の排水基幹工事が行われるに伴って、今日的环境管理

センターへと大きく発展的変身を重ねて来た。

この間御苦勞の多い処理業務に当られると共に、センターの機能と組織の充実を推進され、さらに環境保全の理念を基礎として、自らの出す廃液は自らの手で処理するという意識の普及と技術指導員の養成のほか、学生の教育や新技術の研究にまで成果をあげて来られた地道な努力は大変なものであったと理解している。

この御努力と成果に対し、藤田施設長、高橋照男施設長、同現センター長はじめ、御関係の各先生方および、職員の方々各位に深い敬意を表するものである。